

# 岐阜県臨床工学技士会定款施行細則

## I. 理事・監事選出規定

### 第1章 総則

第1条 定款第24条に基づき、理事及び監事の選出を次のとく定める。

第2条 被選挙権を有する者は、定款第24条第8項の監事の候補者を除き会費を完納している正会員に限る。

### 第2章 選挙管理委員会

第3条 理事及び監事を選出するため、理事会の承認を得て、選挙管理委員会を設ける。

第4条 選挙管理委員会は、正会員の中より3名を選出して構成し、委員長は1名を互選する。但し、その選挙の候補者は、選挙管理委員になれない。

第5条 選挙管理委員会は、次の会務を行う。

- (1) 選挙の告示
- (2) 理事及び監事候補者届の受理、資格審査、候補者の公示
- (3) 投票及び開票の管理と当選の確認
- (4) 当選証書の交付
- (5) 選挙結果の報告
- (6) その他、選挙に必要な事項

第6条 選挙管理委員は総会に選挙結果を報告後解散する。

### 第3章 選挙

第7条 理事及び監事に立候補しようとするものまたは、候補者を推薦しようとする者（理事会がその決議を経て推薦する場合を含む。）は選挙管理委員会に文書をもって届け出る。但し、推薦届の場合には本人の同意を必要とする。

第8条 告示は選挙の30日前とする。

第9条 立候補、推薦候補の届出締め切りは選挙の告示後10日間とする。

第10条 投票は、社員総会の決議をもって行う。

第11条 選挙管理委員会は選挙に関する書類を当該社員総会に関する通知とともに正会員に送付する

第12条 当選者は、当該社員総会において過半数を得たものをもって定める。

第13条 会長、副会長は、理事の中より互選し、会長の任期は定款第28条第1項の規定にかかわらず連続4年までとする。

第14条 選挙は立候補届のあったものについて、理事及び監事についてそれぞれ選任の可否を表決する方法することにより行うものとする。

第15条 選挙の投票は選挙管理委員会から送付された投票用紙により行う。

第16条 候補者が定数を越える場合には、当選者は、それぞれ過半数を得た者から、高得票順に定める。

当選者には、10日間以内に当選証書を交付する。

第17条 各選挙を通じ締切日を経過するも、候補者が定数を越えないとき、または、越えなくなったときは、社員総会の決議で役員を選任することができる。

第18条 選挙の結果は14日以内に正会員に報告しなければならない。

## 第5章 候補者の補充

第19条 候補者が定数を越えないときは、理事会にて候補者を推薦することができる。

## 第6章 意義の申し立て

第20条 選挙に関する異議は公示後14日以内に選挙管理委員会に申し立てることができる。

第21条 この規定の改廃は、理事会の決定を経て、総会での議決を必要とする。

## 付 則

1. この規定は、1993年4月11日から施行する。

# II. 総会規定

## 第1章 総則

第1条 総会運営は、定款及びこの規定の定めるところによる。

第2条 司会者は、会長が指名し、議長決定までの会議の責任をもつものとする。

## 第2章 議長の選出

第3条 司会者は、仮議長となって出席正会員の中から議長を選出する。

第4条 正会員が、総会に出席できず、書面評決も出来ない場合は、書面をもって他の正会員に表決を委任することができる。委任する場合は、別に定める委任状によるものとする。

2 前項の規定により正会員は会議に出席したものとみなす。

3 委任状は、会議前までに当法人に提出しなければならない。

第5条 議長は、会議の議事を記録するため、書記を2名任命しなければならない。

第6条 議長は、会議の成立を宣言する。但し、出席者が定数に満たないときは、休憩または散会あるいは延会を宣言する。

## 第3章 議事の進行

第7条 総会の議題はあらかじめ会員に通知しなければならない。

第8条 議長は案件を議題とするときは、その旨を宣言する。

第9条 会議で発言する場合は、議長に通知し、その指名を受けなければならぬ。議長から指名を受けたときは、発言に先立ち所属・氏名を明確にしなければならない。

第10条 総会に提案する場合は、次の各号によらなければならない。

(1) 提案主旨を印刷（その都度指示する必要部数）し、総会の日の14日前までに事務局長に送付する。

(2) 修正動議は、あらかじめ文章を印刷（その都度指示する必要部数）し議長に提出しなければならない。

(3) 緊急の事情により、総会の当日提出する場合は、その事由と要旨を議長に届けなければならない

(4) 予算を伴うものについては、修正の結果必要とする経費を明らかにした文書をそえなければならない。

第11条 議長は議事録を総会終了1ヶ月以内に会長に提出しなければならない。

## 第4章 採決

- 第12条 採決を行うときは、議長はその票決に対する問題を宣言しなければならない。
- 第13条 採決の順序は、議長がこれを決め、原案にもっとも遠い修正案より先に採決する。
- 第14条 修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。
- 第15条 採決の方法は、次の各号の一つとする。
- (1) 拍手
  - (2) 挙手
  - (3) 起立
  - (4) 無記名投票
- 第16条 票決を行った場合議長はその結果を宣言する。

## 第5章 傍聴

- 第17条 傍聴者は、定められた場所において傍聴する。
- 第18条 この規定に違反し、議長の注意に従わない者は、発言の停止あるいは退場させることができる。

第19条 この規定は、理事会の議決により変更できる。

## 付 則

1. この規定で定められていない必要事項は、会長が理事会の承認を得て総会議案書とともに提示するものとする。
2. この規定は、1993年 4月11日から施行する。

# III. 会費に関する規定

## 第1章 総則

- 第1条 定款第8条に基づき、会費を次のごとく定める。
- |          |     |        |     |         |
|----------|-----|--------|-----|---------|
| (1) 正会員  | 入会金 | 3,000円 | 年会費 | 5,000円  |
| (2) 準会員  | 入会金 | 3,000円 | 年会費 | 5,000円  |
| (3) 賛助会員 | 入会金 | 免除     | 年会費 | 20,000円 |
- 第2条 会費及び入会金は、事務局へ納入する。
- 第3条 退会しようとする者は、当該年度までの年会費を納入しなければならない。
- 第4条 入会者は入会手続きと同時に入会金及びその年度の会費を納入し、次年度以降の年会費の銀行口座自動引落し手続を完了した者とする。
- 2 正・準会員は、銀行口座自動引落し手続を完了したものとする。
- 第5条 会費は前納とし、会計年度前に納入しなければならない。
- 第6条 この規定の変更は、理事会の決定を経て、総会での決議を必要とする。

## 付 則

- ・ この規定は、1993年 4月11日から施行する。
- ・ 2001年度から賛助会員年会費を一口5,000円から10,000円とする。
- ・ 2003年度から正会員年会費を3,000円から5,000円とする
- ・ 2009年度より第1条に準会員の会費を追加、第4条を改正。
- ・ 第4条2項の規定は、平成23年4月1日から施行し、この前日までに銀行口座自動引落し手続を完了しない正・準会員は、退会扱いとする。

## IV. 会員の権能に関する規定

### 第1章 総則

- 第1条 定款第6条に基づき、会員の権能を次のとく定める。
- 第2条 正会員は次の権能をもつ。
- (1) 総会に出席し議決権を有する。
  - (2) 役員の選挙権、被選挙権を有する。
  - (3) 本会の発行する刊行物に投稿し、またこれを受領する権利を有する。
  - (4) その他本会の事業に参加する権利を有する。
- 第3条 賛助会員は次の権能をもつ。
- (1) 総会に出席する権利は有するが、発言権ならびに議決権は有しない。
  - (2) 本会の発行する刊行物に投稿し、またこれを受領する権利を有する。
  - (3) 本会が主催、共催する展示会への出展と本会の発行する刊行物への広告を優先的に掲載する権利を有する。
  - (4) その他本会の事業に参加する権利を有する。
- 第4条 特別会員は次の権能をもつ。
- (1) 本会に対して、助言を与える権利を有する。
  - (2) 総会に出席し発言権は有するが、議決権は有しない。
  - (3) 本会の発行する刊行物に投稿し、またこれを受領する権利を有する。
  - (4) その他本会の事業に参加する権利を有する。
- 第5条 この規定は、理事会の議決により変更できる。

### 付 則

この規定は、1993年4月11日から施行する。

## V. 委員会規定

### 第1章 総則

- 第1条 この規定は定款第52条に基づき、委員会に関して定める。
- 第2条 理事会が会務運営上必要と認めるときは委員会を常設することができる。
- 第3条 委員会は、その目的を冠して「○○委員会」という。
- 第4条 委員会は、理事会の諮問事項について、調査審議、または立案してこれを答申する。
- 第5条 委員会は委員長及び副委員長各1名、ならびに委員若干名をもって構成する。
- 2 委員は理事会が正会員の中から選任する。
  - 3 理事会は委員の選任に当たり、必要と認めるときは委員長に正会員以外の特別委員長をおくことができる。
  - 4 前項のとき、委員会は「○○特別委員会」という。
- 第6条 委員長は特別事項の調査審議及び立案に当たり、必要と認めるときは委員会に正会員以外の特別委員をおくことができる。
- 第7条 委員会の設置、改廃ならびに委員長、副委員長、委員、特別委員の任命は、理事会がこれを行う。
- 第8条 委員会は委員長が召集する。
- 2 委員会は、委員（特別委員をおいたときは、これを含む）の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 第9条 委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって議決する。可否同数の時は、委員長がこれを決定する。

- 第10条 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。
- 第11条 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときは委員長の職務を代行する。
- 第12条 委員は、委員長の指示を受け、委員会の会務を処理する。
- 第13条 委員会は、付議された事項に関して報告書を作成し、これを理事会に提出しなければならない。
- 第14条 委員会議事録は、委員長及び書記が作成する。
- 第15条 この規定は、理事会の議決により変更できる。

#### 付 則

この規定は、1993年4月11日から施行する。

## VI. 事務局規定

### 第1章 総則

- 第1条 この規定は、本会の事務を円滑に処理することを目的とする。
- 第2条 事務局には、理事会の同意を得た所要の職員をおくことができる。
- 第3条 会長は、会計を担当する理事（財務担当理事）を任命する。  
 2 財務担当理事は会計責任者とする。  
 3 会計責任者は、会計の出納に関し、その一部について補助者を命じて行なわせることができる。
- 第4条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。  
 (1) 定款  
 (2) 会員名簿および会員の異動に関する書類  
 (3) 理事および監事の名簿  
 (4) 認定、許可、認可等および登記に関する書類  
 (5) 定款に定める機関の議事に関する書類  
 (6) 財産目録  
 (7) 事業計画書および収支予算書  
 (8) 事業報告書、貸借対照表および損益計算書ならびにこれらの附属明細書  
 (9) 前項の監査報告書  
 (10) その他法令で定める帳簿および書類
- 第5条 前条の帳簿及び書類は、永久保存としなければならない。但し会計に関わる書類の保存期間は10年とする。
- 第6条 この規定で定められていない必要事項は、理事会の議決によるものとする。
- 第7条 この規定は、理事会の議決により変更できる。

#### 付 則

1. この規定は、1993年4月11日から施行する。

## VII. 出張旅費規定

### 第1章 総則

第1条 会長は、会務のため関係役員に出張を命ずることができる。

第2条 前条により出張する場合は、次の旅費を支給する。

汽車賃 普通旅客運賃

(付随する特急料金等は実費支給)

日 当 5,000 円

宿泊料 8,000 円

但し、出張距離によって航空機の使用を許可する事もある。

第3条 日当（食事代を含む）は出張日数、宿泊料は宿泊日数に応じてこれを支給する。但し、鉄道及び船舶内における宿泊は、宿泊料を支給しない。

第4条 宿泊料は、朝・夕食、サービス料及び税金を含む。

第5条 日当は、昼食代及び車中食事代その他に当てる。

第6条 日帰り出張は、交通費の実費及び日当 2,000 円を支給する。

第7条 本会以外から交通費あるいは経費が全額または一部が支給されるときは、本会よりの支給はその差額分とする。

第8条 本会の理事会、常務理事会の開催にあたっての出張は、交通費の実費のみを支給する。但し、必要により食事代の実費を支給する。

第9条 国外出張の場合は理事会の決定による。

第10条 この規定は、社員総会の議決により変更できる。

### 付 則

1. この規定は、1993年 4月 11日から施行する。